

2013年12月13日 全4頁

法令違反行為者の 氏名公表措置の内閣府令案

2013年金商法改正関連シリーズ

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2013年11月21日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る内閣府令案等の公表について」を明らかにした。
- この中で、金商法等改正法により新たに導入されるエンフォースメントである法令違反行為を行った者の氏名等を公表する措置（氏名公表措置）の手續（案）を定めている。
- 具体的には、①公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと、②あらかじめ、法令違反行為者に対して意見申述の機会を与えること、が規定されている。

はじめに（2013年金融商品取引法等の改正に係る内閣府令案）

2013年11月21日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る内閣府令案等の公表について」¹（以下、内閣府令案）を明らかにした。これは、本年6月に成立・公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」²（以下、金商法等改正法）の一部（公布日から1年以内に施行することが予定されている事項）について、その細目を定めるものである。金商法等改正法のポイントを示すと次の通りである。

1. 公募増資インサイダー取引事案を踏まえたインサイダー取引規制の強化
2. 金融機関の秩序ある破綻処理の枠組みの整備
3. 銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直し
4. 投資信託・投資法人法制の見直し
5. A I J事案を踏まえた資産運用規制の見直し
6. その他

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/25/20131121-2.html>）に掲載されている。

² 提出時の法律案は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。

なお、金商法等改正法（公布日から 1 年以内に施行することが予定されている事項）の細目を定める政令案については、すでに 2013 年 10 月 28 日に公表されている³。

本稿では、内閣府令案のうち「情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制」に関連して導入される新たなエンフォースメント手段である、法令違反行為を行った者の氏名等の公表措置（氏名公表措置）の手続（案）を紹介する。

まず、1. で、金商法等改正法による改正内容の大枠を説明し、2. で今回の内閣府令案の内容を紹介する。

1. 金商法等改正法による氏名公表措置の導入

(1) 導入の背景

金商法等改正法による、新たなエンフォースメント手段としての氏名公表措置の導入は、いわゆる増資インサイダー事案などを踏まえた金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」の報告書「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」（以下、WG 報告書）⁴（平成 24 年 12 月 25 日）の提言を受けたものである。

すなわち、いわゆる増資インサイダー事案において未公表の重要事実の伝達等を行った仲介業者の役職員や、取引上の立場を利用して未公表の重要事実を要求したファンドの運用担当者などを念頭に、違反行為を繰り返すおそれがある者について、「将来の取引相手となり得る証券会社や投資家等に対して注意喚起」⁵などを行う観点から、違反行為を行った者の氏名を明らかにすることを提言しているのである⁶。

³ 「平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令案の公表について」金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/25/20131028-2.html>）に掲載されている。なお、拙稿「情報伝達行為等に対する規制、来春施行予定」（2013 年 10 月 31 日付レポート）も参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20131031_007847.html

⁴ 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20121225-1.html）に掲載されている。

⁵ WG 報告書 p. 5。

⁶ 厳密には、WG 報告書は、必ずしも課徴金事案に限定する形で提言を行っているわけではない。ただ、刑事事件として起訴されるような場面においては、現在でも、通常、実名報道がなされていることを踏まえれば、課徴金事案を想定した提言だと思われる。なお、平成 24 年 12 月 11 日開催金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」（第 6 回）「資料 1 論点メモ(4)」

（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/insider_h24/siryu/20121211/01.pdf） p. 6 参照。

(2) 金商法等改正法のポイント

前記(1)のWG報告書を受けて、金商法等改正法は、新たなエンフォースメントの手段として、法令違反行為を行った者（個人）の氏名等の公表措置を新設している。

すなわち、内閣総理大臣（実際には、金融庁長官などに委任）は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき、金融商品取引法又は金融商品取引法に基づく命令に違反する行為（法令違反行為）を行った者の「氏名その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項」を一般に公表することができるものと定められている（改正後の金融商品取引法 192 条の 2）。

2. 内閣府令案のポイント

(1) 公表方法

内閣府令案は、氏名公表措置を実施するに当たり、氏名等を公表する方法として、「インターネットの利用その他の適切な方法により行う」ことを定めている（金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令（案） 1 条）。

(2) 意見申述

内閣府令案は、金融庁長官に対し、課徴金についての審判手続開始の決定事由のいずれかがあると認める場合において、その事由についての違反行為者の氏名を一般に公表しようとするときは、あらかじめ、違反行為者に対して意見を述べる機会を与えなければならないと定めている（金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令（案） 2 条）。

(3) 対象者

今回の内閣府令案の下でも、具体的にどのような行為が、氏名等の公表措置の対象となるのかについては、明らかにされていない。WG 報告書を踏まえれば、次のようなケースが想定されていると思われる。

- ◇証券会社等の仲介業者の役職員が、その業務に関して不正な情報伝達・取引推奨を行った場合において、その不正な情報伝達・取引推奨を行った役職員（補助的な役割を担った者を除く）
- ◇機関投資家等の運用担当者等が取引上の立場を利用して未公表の重要事実を要求するなどにより、インサイダー取引を行ったような事案において、中心的な役割を担った者等
- ◇インサイダー取引など不公正取引を反復して行った者

3. 今後の予定

金融庁は、今回の内閣府令案について、2013年（平成25年）12月20日17時00分まで意見募集を行うこととしている。

その後、寄せられた意見なども踏まえ、検討した上で、2014年（平成26年）4月1日からの施行が予定されている（金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令（案）附則）。